

和(なごみ)合同事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7・2F
Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

パグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

March, 2005

なごみ便り

www.101dog.co.jp

過去 5 年間に相続・贈与により取得した不動産やゴルフ会員権を譲渡された方！ご連絡下さい！税金が返ってくる可能性があります！！

贈与や相続の際には、通常、贈与者等の名義を取得者に変更するため、不動産の場合は登記費用を、ゴルフ会員権の場合は名義書換手数料を支払うこととなりますが、取得者が支払ったこれらの費用については、これまでは譲渡所得の取得費には算入できないこととして取り扱われてきました。

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡価額} - \text{取得費} - \text{譲渡費用}$$

この度、これに関する最高裁判所の判決があったことから（最高裁判所 平成 13 年（行ヒ）第 276 号 平成 17 年 02 月 01 日）**贈与・相続の際に支払われる不動産登記費用・名義書換手数料などについても、取得者が不動産・ゴルフ会員権を譲渡した場合の取得費に含めて計算するよう取扱いを改めることとされました。**

そこで！！

平成 12 年～平成 16 年の間に、相続・贈与により取得した不動産やゴルフ会員権を譲渡された方は、**上記の費用を取得費に含めて計算をやりなおし税金の還付を受けること（更正の請求）が可能になりますので和合同事務所、資産税担当 R F までご一報ください！**

< 対象費用：相続・贈与の際に支払った下記費用 >

ゴルフ会員権の名義書換手数料
不動産登記費用
不動産取得税
株式の名義書換手数料
特許権などの権利についての登録費用
その他相続・贈与の際に通常支払われる名義変更のための費用



< 注意点 >

収入金額の 5 % を概算取得費として譲渡所得を計算している場合には、登記費用等をその概算取得費に加えることはできませんので、ご注意ください。

(文章担当: 岡本泰彦)

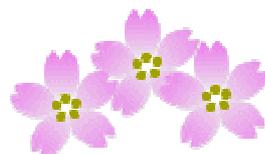
お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

税制の「すき間」を狙った戦略

冬の寒さが和らぎ、春はすぐそこまで来ている感じがします。そろそろお花見シーズン到来といったところでしょうか。すでに口にした方もいらっしゃるかと思いますが、昨年より“第3のビール”と呼ばれるものが注目を集めています。

酒税でいう「ビール」は税率350ml.1缶につき77.7円。これに対して「発泡酒」は最も税率が低いもので、同46.99円。発泡酒は2003年に税率が引き上げられ、ビールとの価格差が縮小されました。そこで、発泡酒にも分類されない原料や製法を工夫して、ビールによく似た風味に仕上げた「第3のビール」が生まれました。この「第3のビール」、税制上では「その他の雑酒」や「リキュール類」に区分され、現在のところ税率350ml.1缶で24.20円~27.78円と発泡酒よりさらに低く抑えられています。価格もビールに比べ4割以上も安いのです。

風味や低価格が受け入れられ、ビール・発泡酒の出荷量が前年より減少するなかで、この第3のビールが出荷量を伸ばしています。それでもまだビールの10分の1以下ではありますが、今後リベートの廃止でビール等の小売価格上げが広がれば相対的に価格の安い第3のビールがさらに人気を呼ぶ可能性も大いにあると思われます。



今、発売しているサッポロ・サントリーに続き、4月中には大手4社の商品が出揃う予定。ただ、政府税制調査会は2006年度税制改正で第3のビールに対する課税を強化する方針としており、消費者の私たちには今後の動向が気になるところです。(文章担当:川上)

帳簿・請求書等はきちんと整理保存されていますか？

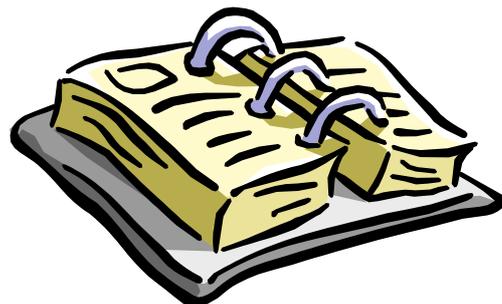
最近、税務調査で消費税の仕入税額控除が認められないケースが増えています。消費税の課税事業者で原則課税を適用している場合、『売上にかかる消費税額』から『仕入にかかる消費税額』を控除して納付する消費税額を計算します。この場合、帳簿および「請求書等」(請求書、領収書など)がきちんと整理保存されていなければ、一定の場合を除き消費税の申告の際に仕入税額控除をすることができません。また、ただ整理保存するだけではなく帳簿・「請求書等」には次の事項が記載されていなければなりません。

請求書等の記載事項

- ・ 取引年月日(仕入年月日又は役務の提供日)
- ・ 取引先名(交付を受けた当社の会社名)
- ・ 作成者(発行者)の氏名又は名称(仕入先の会社名)
- ・ 取引内容(商品名等)
- ・ 取引金額(消費税を含む)

帳簿の記載事項

- ・ 課税仕入の相手方の氏名又は名称(仕入先の会社名)
- ・ 取引年月日
- ・ 取引内容(商品名等)
- ・ 取引金額(消費税等の金額含む)
- ・



平成15年度の改正により消費税の免税点及び簡易課税適用者の課税売上高が引き下げられたことにより、納税義務者及び原則課税の適用者が大幅に増加しました。

いまいちど上記のことに注意して下さい。

(文章担当:西浦)

~ 経営者の皆様へ ~

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、“司法書士との提携”や“創業支援パック”といった低価格サービスをご用意してお待ちしております。受付に限りがありますので事前に電話でご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。(06-6944-4117まで)